

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2020年4月10日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | C E O兼代表取締役社長 中川 順子 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 野村ファンドラップ外国株 Aコース |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 野村ファンドラップ外国株 Bコース 野村ファンドラップ外国株 Aコース 2兆円を上限とします。 野村ファンドラップ外国株 Bコース 2兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2019年10月11日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(2020年2月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

2 投資方針

(2) 投資対象

<更新後>

世界の株式に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

各ファンドは、主として、世界の株式（新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。）を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

[Aコース]

実質的な外貨建資産について、為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。

実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。

上記に類するもの。

[Bコース]

実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。

上記に類するもの。

各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

| Aコースの指定投資信託証券 | Bコースの指定投資信託証券 |
|---|--|
| グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF （適格機関投資家専用） | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB （適格機関投資家専用） |
| シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F（適格機関投資家専用） | シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB（適格機関投資家専用） |
| アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用） | アメリカン・オープンFB（適格機関投資家専用） |

| | |
|---|--|
| MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用） | MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用） |
| ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用) |
| ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドF<外国籍投資信託> | ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドFB<外国籍投資信託> |
| ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF<外国籍投資信託> | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドFB<外国籍投資信託> |
| AB SICAV - セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1シェアーズ（円建て円ヘッジ）<外国籍投資法人> *円建て円ヘッジは「F」に該当 | AB SICAV - セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1シェアーズ（円建て）<外国籍投資法人> *円建ては「FB」に該当 |
| ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用） | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用） |
| GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用） | GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用） |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC<外国籍投資信託> | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD<外国籍投資信託> |
| ジュピターグローバル新興国株アンコンストレイント型（為替ヘッジあり）<外国籍投資法人> *為替ヘッジありは「F」に該当 | ジュピターグローバル新興国株アンコンストレイント型（為替ヘッジなし）<外国籍投資法人> *為替ヘッジなしは「FB」に該当 |

上記は2020年4月10日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合があります。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

上記指定投資信託証券は世界の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券（例えば「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF」と「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものであります。

これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF/FB」と表記する場合があります。

為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

| | Aコース | Bコース |
|--|---------|---------|
| | 為替ヘッジあり | 為替ヘッジなし |

| | | |
|------|----|----|
| 分配なし | F | FB |
| 分配あり | FC | FD |

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2020年4月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。

[各F / FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FC / FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合はあ

ります。

グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(「F」といいます。)は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)¹をベンチマークとします。また、グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドFB(「FB」といいます。)は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)²をベンチマークとします。

1「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|-------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | G Q G ・ パートナーズ ・ エルエルシー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.825%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。

投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるシュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(以下「F」といいます。)は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB(以下「FB」といいます。)は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)²をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

1 MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(米ドルベース)をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

2 MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(米ドルベース)をもとに、委託会社が独自に算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

各ファンドは、「シュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------------|--------------------------------------|
| 委託会社 | シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの投資顧問会社 | シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に税抜年0.75%を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

Fの運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)をベンチマークとします。また、FBの運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)をベンチマークとします。各ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

Fの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

マザーファンドの運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

アメリカン・オープンF / FB (適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

アメリカン・オープンF(「F」といいます。)は、S&P500種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。また、アメリカン・オープンFB(「FB」といいます。)は、S&P500種株価指数を委託会社が円ベースに換算した指数をベンチマークとします。

各ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(F:2001年8月28日設定 / FB:2004年8月19日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|-----------------------|---|
| 委託会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| F、FBおよびマザーファンドの投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク） |

(D) 管理報酬等

(1) 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.77%の率を乗じて得た額とします。なお、F、FBおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

(2) その他

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

Fの実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)にF、FBおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

MFS欧州株ファンドF / FB (適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

各ファンドは、MFS欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

MFS欧州株ファンドF(「F」といいます。)はMSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、MFS欧州株ファンドFB(「FB」といいます。)はMSCI ヨーロッパ インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「MFS欧州株 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2007年4月5日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------------------------|-------------------------------|
| 委託会社 | MFS インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| Fおよび マザーファンドの 投資顧問会社 | マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に税抜年0.75%の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

Fの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。

FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)ならびにFの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含まれます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限（2019年4月4日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|---|
| 委託会社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド ティー・ロウ・プライス（カナダ）、インク |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.692%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含まます。）を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含まます）の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*委託会社およびその関連会社をいいます。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として対円への為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行なう場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行ないません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドF/FB

(A)ファンドの特色

ファンドは、主に日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)に分散投資することで、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ファンドのベンチマークは、MSCI-KOKUSAI インデックス(米ドル・ベース)です。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|-----------------|-----------------------|
| 投資顧問会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行、管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー |

(D) 管理報酬等

信託報酬は、純資産総額に年0.85%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産の監査費用、外貨建資産の保管等に要する費用、弁護士報酬等を負担します。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、原則として1年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます。)

(2) 投資態度

主に日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます。)に分散投資することで、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

FKクラスは、対円の為替変動リスクを低減するため、原則として為替ヘッジを行います。為替ヘッジについては、ファンドのポートフォリオの通貨配分に関わらず、ベンチマークの通貨配分(月次見直し)に基づいて行います。ただし、有価証券売買、市場環境、投資顧問会社が定める特定通貨の代替ヘッジなどに起因して、ベンチマークを構成する各通貨へのエクスポージャーが完全に円ヘッジされない場合があります。

FBクラスは、原則として為替ヘッジを行いません。

(3) 主な投資制限

有価証券の空売りは行いません。

投資信託証券(上場投資信託等は除く)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーのファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、投資顧問会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

流動性の低い資産への投資割合は、ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。ただし、私募株式、非上場株式、その他の流動性の低い資産に投資するにあたって、価格の透明性を確保する方法が取られている場合にはこの限りではありません。

投資顧問会社が運用を行う投資ファンドの全体において、一発行会社の発行する株式(投資法人が発行する投資証券を含む。)について、発行済総株式数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資しません。

借入総額がファンドの純資産総額の10%を超えることになる借入れは行いません。ただし、合併等の非常事態または緊急事態の場合には、一時的に10%の制限を超過することができます。

ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF/FB

(A)ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託(円建て)であり、以下の2つのクラスがあります。

F: 円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行うことを基本とします。Fのベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス(円ヘッジベース)です。

FB: 円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行わないことを基本とします。FBのベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)です。

(B)信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| | 名称 |
|--------------------|-----------------------------------|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 副投資顧問会社 | ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

AB SICAV - セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1シェアーズ(円建て円ヘッジ) / (円建て)

(A)ファンドの特色

ファンドは、様々なマーケット・サイクルを通じてリスク調整後リターンを最大化し、米国株式市場全般と比較して良好なリターンの獲得を目指します。

ファンドの参照ベンチマークは、S&P500インデックスです。

(B)信託期間

無期限（ポートフォリオ設定日：2011年8月23日）

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------|-------------------------------------|
| 投資顧問会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー |
| 管理会社 | アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル |

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 保管銀行 管理事務代行 | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ |
|----------------|----------------------------------|

(D) 管理報酬等

純資産総額に以下の率（年率）を乗じた額

運用管理報酬：日々の純資産総額の平均の年率0.75%

管理会社報酬：50,000米ドルまたは日々の平均純資産総額の年率0.01%のうちいずれか低い金額

その他費用：保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入
有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。

投資者が負担する報酬・費用の上限率

本書の日付現在、投資者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額は、クラスS1シェアーズ（円建て） / （円建て
円ヘッジ）が帰属するファンドの平均純資産総額に対する年率0.90%を上限とし、その上限率を超える報酬および費用
（ ）は管理会社が自発的に負担します。ただし、管理会社がかかると負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社
に通知します。

ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれません。

上記費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができませ
ん。

(E) 投資方針等

(1) 主要投資対象

米国の株式

(2) 投資態度

ファンドは、主に米国の金融商品取引所で取引されている株式等に投資します。なお、限定された範囲内で、米国外
の金融商品取引所に上場されている株式に投資することもできます。

米国等の転換優先株式、オプション、新株引受権証券、ETF等に投資することがあります。

ファンドは、主として中型および大型の企業の株式に投資しますが、小型の株式にも投資をすることがあります。

クラス S 1 シェアーズ（円建て円ヘッジ）では、基軸通貨（米ドル）と表示通貨（日本円）間の為替レートの変動
による影響を低減するために、為替ヘッジを行います。

クラス S 1 シェアーズ（円建て）では、原則として為替ヘッジを行いません。

(3) 主な投資制限

米国株式への投資割合は、原則として純資産総額の80%以上とします。

流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。

ファンドの借入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。

ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF / FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF（「F」といいます。）はMSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込

み・円ヘッジベース)¹を参考指数とします。また、ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCIE

マージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「MSCIEマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円ヘッジベース）」は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2009年9月3日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|---------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年1.10%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

GIMエマージング株式フォーカスF / FB (適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるGIMエマージング株式フォーカス・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)^{*1}の受益証券への投資を通じて、主として世界の新興国^{*1}で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券^{*2}を用いた投資も行います。

*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されません。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち*、積極的な運用を行います。

* 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

GIMエマージング株式フォーカスF(以下「F」といいます。)¹は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース)¹を参考指数とし、GIMエマージング株式フォーカスFB(以下「FB」といいます。)²は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)²をベンチマークとします。

1MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて米ドルの対円為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して円ヘッジベースに換算したものです。

2MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2006年1月25日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|-------------------------------|
| 委託会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| Fおよびマザーファンドの投資顧問会社 | J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.93%を乗じて得た額とします。なお、Fおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額（ただし、税抜年300万円を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

(2) 投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用およびFの為替ヘッジの運用の指図に関する権限をJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

J.P. モルガン・アセット・マネジメント のネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに所属する「エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

J.P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

原則として、Fは、実質組入外貨建資産については、直接ヘッジおよび米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。FBは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引を行う場合(マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。)は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC(「FC」といいます。)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD(「FD」といいます。)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)」はMSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」は、MSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(2011年9月1日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|-----------------------|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー |

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないません。

| |
|--|
| 名称 |
| Schroder Investment Management Limited |

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.90%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型(為替ヘッジあり)^{*1} / (為替ヘッジなし)^{*2}

*1はFに該当(以下、「F」と記載)、*2はFBに該当(以下、「FB」と記載)

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。「新興国の株式等」とは、新興国に所在地がある企業や、主な経済活動を新興国で行なう企業が発行する株式等を指します。

投資顧問会社は、原則として、独自のボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から厳選した銘柄に投資します。ベンチマークの構成銘柄を意識した運用は行ないません。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍外国投資法人です。

(B)信託期間

無期限(2017年8月24日設立)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|-------------------------------|
| 投資顧問会社 | ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド |
| 管理会社 | ジュピター・ユニット・トラスト・マネージャーズ・リミテッド |
| 保管受託銀行 管理事務代行会社 | ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ エス・エー |

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.76%(年率)とします。信託財産留保額はありません。

上記の他、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息等を負担します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の株式等（上場優先証券などの株式関連証券を含みます）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

新興国の株式等（上場優先証券などの株式関連証券を含みます）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

独自のボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から厳選した銘柄に投資します。

指数の構成銘柄を意識した運用は行いません。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブを利用する場合があります。

(3)主な投資制限

非上場株式やその他の譲渡可能証券への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新興国以外の企業の発行する株式等への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ベンチマークについて

MSCI-KOKUSA I 指数、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCI パシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500 株価指数（S&P500 種株価指数）は、スタンダード & プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード & プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月 1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

1985年12月10日 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
1991年12月20日 シュローダー投信株式会社設立
1997年4月1日 シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
2007年4月3日 シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
2012年6月29日 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

1996年2月6日 会社設立
2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

1998年5月12日 マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
1998年6月30日 投資顧問業の登録
1999年2月18日 投資一任契約に係る業務の認可
1999年12月9日 証券投資信託委託業の認可
2000年 8月 1日 エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録
2011年 6月22日 MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

1982年 8月 4日 ロウ・プライス - フレミング・インターナショナルが駐在員事務所(リサーチ)を東京に開設
2003年 3月20日 T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録
2011年 1月 1日 T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に社名変更
2017年 3月 1日 ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2018年 4月 1日 ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社(日本法人)へ事業譲渡、営業開始

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

| | |
|-------|--|
| 1971年 | ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設 |
| 1985年 | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 1990年 | ジャーディン・フレミング投信株式会社設立 |
| 1995年 | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。 |
| 2001年 | ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更 |
| 2006年 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2008年 | JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受 |

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

| | |
|-------|------|
| 1998年 | 会社設立 |
|-------|------|

ジュピター・ユニット・トラスト・マネージャーズ・リミテッド

| | |
|------------|------|
| 1986年4月11日 | 会社設立 |
|------------|------|

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

| | |
|------------|--|
| 1990年7月31日 | アライアンス・キャピタル(ルクセンブルグ)エス・エイを設立 |
| 2006年7月31日 | 社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ」に変更 |
| 2011年4月11日 | 会社形態を株式会社から非公開有限責任会社に変更し、社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル」に変更 |

3 投資リスク

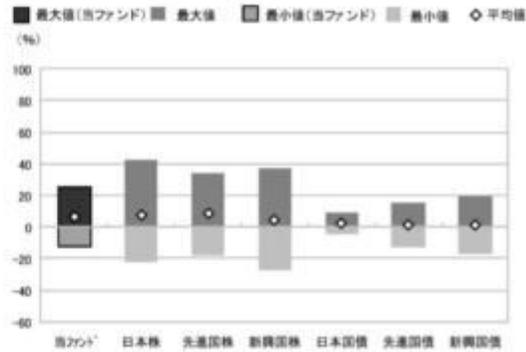
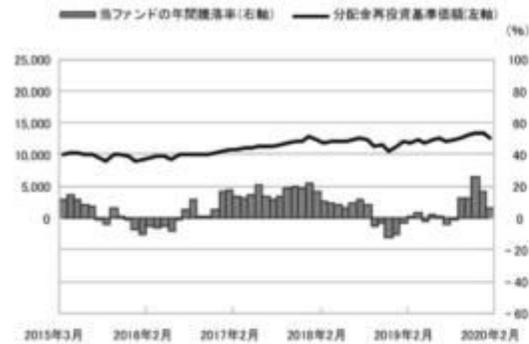
< 更新後 >

リスクの定量的比較

(2015年3月末～2020年2月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース

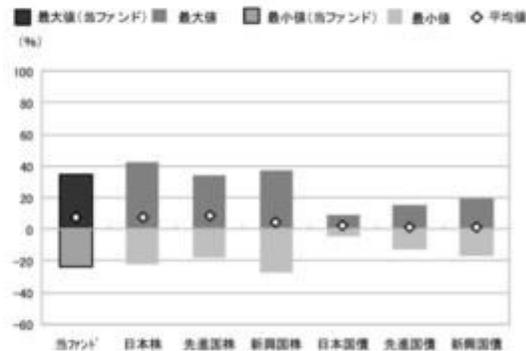
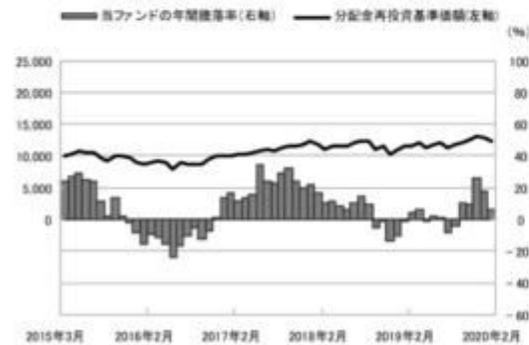


| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大値(%) | 25.7 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9.3 | 15.3 | 19.3 |
| 最小値(%) | △ 12.2 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | △ 4.0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均値(%) | 6.1 | 7.5 | 8.6 | 4.9 | 2.0 | 1.3 | 0.8 |

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大値(%) | 34.2 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9.3 | 15.3 | 19.3 |
| 最小値(%) | △ 23.4 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | △ 4.0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均値(%) | 6.1 | 7.5 | 8.6 | 4.9 | 2.0 | 1.3 | 0.8 |

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売りに起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが発行した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを保持したり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)「指数スポンサー」は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSP J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.297% (税抜年0.27%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

| | | |
|----------|----------|----------|
| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
| 年0.22% | 年0.03% | 年0.02% |

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| |
|----------------------|
| 実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 |
| 1.20% ± 0.15%程度 |

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2020年4月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|--|--|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

(5) 課税上の取扱い

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに

限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2) | 《配当所得》 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金 |

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

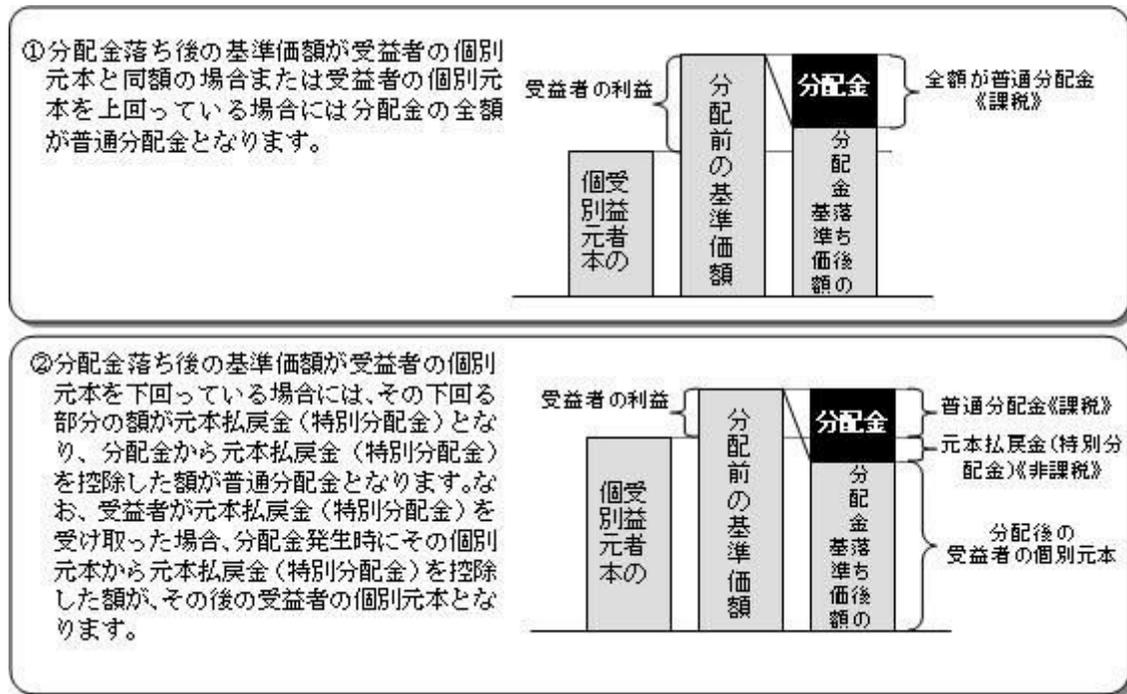
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年2月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2020年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

野村ファンドラップ外国株 Aコース

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 32,468,400,820 | 50.80 |
| | ルクセンブルグ | 10,271,763,942 | 16.07 |
| | ケイマン諸島 | 20,580,616,393 | 32.20 |
| | 小計 | 63,320,781,155 | 99.07 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | | 589,959,771 | 0.92 |
| 合計(純資産総額) | | 63,910,740,926 | 100.00 |

野村ファンドラップ外国株 Bコース

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------------|---------|-----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 60,112,562,554 | 50.72 |
| | ルクセンブルグ | 19,034,315,425 | 16.06 |
| | ケイマン諸島 | 38,243,785,977 | 32.26 |
| | 小計 | 117,390,663,956 | 99.05 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | | 1,124,637,325 | 0.94 |
| 合計(純資産総額) | | 118,515,301,281 | 100.00 |

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

野村ファンドラップ外国株 Aコース

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------|--------------|---|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | A Bグローバル・コア・エクイ ティ・ファンドF | 843,311 | 14,432 | 12,170,859,130 | 13,469 | 11,358,555,859 | 17.77 |
| 2 | 日本 | 投資信託受 益証券 | グローバル・エクイティ（除く日 本）・ファンドF（適格機関投資家 専用） | 326,359 | 32,278 | 10,534,519,684 | 30,716 | 10,024,443,044 | 15.68 |
| 3 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ティー・ロウ・プライス 海外株式 ファンドF（適格機関投資家専用） | 756,210 | 11,440 | 8,651,344,270 | 10,929 | 8,264,619,090 | 12.93 |
| 4 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | ノムラ・ワールド（除く日本）エ クイティ・ファンドF | 677,387 | 12,362 | 8,373,919,058 | 11,160 | 7,559,638,920 | 11.82 |
| 5 | ルクセン ブルグ | 投資信託受 益証券 | AB SICAV - セレクトUSエクイ ティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ（円建て円ヘッジ） | 717,239 | 11,468 | 8,225,364,552 | 10,142 | 7,274,237,938 | 11.38 |
| 6 | 日本 | 投資信託受 益証券 | アメリカン・オープンF（適格機関 投資家専用） | 189,188 | 28,800 | 5,448,684,109 | 27,164 | 5,139,102,832 | 8.04 |
| 7 | 日本 | 投資信託受 益証券 | MFS欧州株ファンドF（適格機関投 資家専用） | 155,471 | 20,181 | 3,137,687,664 | 19,449 | 3,023,755,479 | 4.73 |
| 8 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ノムラ・アカディアン新興国株 ファンドF（適格機関投資家専用） | 158,533 | 18,421 | 2,920,374,440 | 16,853 | 2,671,756,649 | 4.18 |
| 9 | 日本 | 投資信託受 益証券 | GIMエマージング株式フォーカスF （適格機関投資家専用） | 92,608 | 19,898 | 1,842,756,583 | 18,323 | 1,696,856,384 | 2.65 |
| 10 | ルクセン ブルグ | 投資信託受 益証券 | ジュピターグローバル新興国株ア ンコンストレインド型（為替ヘッ ジあり） | 213,976 | 8,732 | 1,868,438,432 | 7,849 | 1,679,497,624 | 2.62 |
| 11 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国株式FC | 144,722 | 12,815 | 1,854,612,430 | 11,487 | 1,662,421,614 | 2.60 |
| 12 | ルクセン ブルグ | 投資信託受 益証券 | ジュピター ヨーロピアン グロー ス（為替ヘッジあり） | 117,860 | 11,689 | 1,377,766,646 | 11,183 | 1,318,028,380 | 2.06 |
| 13 | 日本 | 投資信託受 益証券 | シュローダー・アジア・パシ フィック株式ファンドF（適格機関 投資家専用） | 37,311 | 25,708 | 959,215,496 | 24,321 | 907,440,831 | 1.41 |
| 14 | 日本 | 投資信託受 益証券 | 野村海外株式ファンドF（適格機関 投資家専用） | 30,171 | 25,648 | 773,825,808 | 24,541 | 740,426,511 | 1.15 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 投資信託受益証券 | 99.07 |
| 合 計 | 99.07 |

野村ファンドラップ外国株 Bコース

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------|--------------|---|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | A Bグローバル・コア・エクイ ティ・ファンドF B | 1,621,248 | 14,048 | 22,776,475,415 | 13,053 | 21,162,150,144 | 17.85 |
| 2 | 日本 | 投資信託受 益証券 | グローバル・エクイティ（除く日 本）・ファンドFB（適格機関投資 家専用） | 529,617 | 37,121 | 19,660,357,535 | 35,289 | 18,689,654,313 | 15.76 |
| 3 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ティール・ロウ・ブライス 海外株式 ファンドFB（適格機関投資家専 用） | 1,406,359 | 11,429 | 16,074,036,444 | 10,870 | 15,287,122,330 | 12.89 |
| 4 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | ノムラ・ワールド（除く日本）エ クイティ・ファンドFB | 1,293,597 | 12,025 | 15,556,254,211 | 10,814 | 13,988,957,958 | 11.80 |
| 5 | ルクセン ブルグ | 投資信託受 益証券 | AB SICAV - セレクトUSエクイ ティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ（円建て） | 1,326,853 | 11,538 | 15,309,386,348 | 10,199 | 13,532,573,747 | 11.41 |
| 6 | 日本 | 投資信託受 益証券 | アメリカン・オープンFB（適格機 関投資家専用） | 291,541 | 34,980 | 10,198,378,228 | 33,077 | 9,643,301,657 | 8.13 |
| 7 | 日本 | 投資信託受 益証券 | MFS欧州株ファンドFB（適格機関投 資家専用） | 377,506 | 15,484 | 5,845,502,982 | 14,666 | 5,536,502,996 | 4.67 |
| 8 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ノムラ - アカディアン新興国株 ファンドFB（適格機関投資家専 用） | 229,468 | 23,638 | 5,424,288,496 | 21,548 | 4,944,576,464 | 4.17 |
| 9 | 日本 | 投資信託受 益証券 | G1Mエマージング株式フォーカスFB （適格機関投資家専用） | 153,224 | 22,327 | 3,421,081,279 | 20,600 | 3,156,414,400 | 2.66 |
| 10 | ルクセン ブルグ | 投資信託受 益証券 | ジュピターグローバル新興国株ア ンコンストレインド型（為替ヘッ ジなし） | 364,634 | 9,499 | 3,463,658,366 | 8,533 | 3,111,421,922 | 2.62 |
| 11 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国株式FD | 168,309 | 20,466 | 3,444,706,247 | 18,375 | 3,092,677,875 | 2.60 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------|----------|--|---------|--------|---------------|--------|---------------|------|
| 12 | ルクセンブルグ | 投資信託受益証券 | ジュピター ヨーロピアン グロー ス（為替ヘッジなし） | 236,291 | 10,761 | 2,542,730,151 | 10,116 | 2,390,319,756 | 2.01 |
| 13 | 日本 | 投資信託受益証券 | シュローダー・アジア・パシ フィック株式ファンドFB（適格機 関投資家専用） | 51,668 | 34,628 | 1,789,195,154 | 31,682 | 1,636,945,576 | 1.38 |
| 14 | 日本 | 投資信託受益証券 | 野村海外株式ファンドFB（適格機 関投資家専用） | 49,087 | 25,918 | 1,272,236,866 | 24,814 | 1,218,044,818 | 1.02 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.05 |
| 合 計 | 99.05 |

投資不動産物件

野村ファンドラップ外国株 Aコース
該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

野村ファンドラップ外国株 Aコース

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

野村ファンドラップ外国株 Aコース

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---------|---------------|------------|--------|--------------|--------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第8計算期間 | (2010年 7月20日) | 282 | 282 | 0.8536 | 0.8536 |
| 第9計算期間 | (2011年 1月20日) | 336 | 336 | 1.0059 | 1.0059 |
| 第10計算期間 | (2011年 7月20日) | 639 | 639 | 0.9880 | 0.9880 |
| 第11計算期間 | (2012年 1月20日) | 917 | 917 | 0.9493 | 0.9493 |
| 第12計算期間 | (2012年 7月20日) | 952 | 952 | 0.9741 | 0.9741 |
| 第13計算期間 | (2013年 1月21日) | 1,117 | 1,125 | 1.0906 | 1.0986 |
| 第14計算期間 | (2013年 7月22日) | 1,320 | 1,337 | 1.1816 | 1.1976 |
| 第15計算期間 | (2014年 1月20日) | 1,633 | 1,665 | 1.2787 | 1.3037 |
| 第16計算期間 | (2014年 7月22日) | 3,518 | 3,585 | 1.3086 | 1.3336 |
| 第17計算期間 | (2015年 1月20日) | 9,047 | 9,220 | 1.3066 | 1.3316 |
| 第18計算期間 | (2015年 7月21日) | 14,732 | 15,000 | 1.3781 | 1.4031 |
| 第19計算期間 | (2016年 1月20日) | 15,150 | 15,343 | 1.1775 | 1.1925 |
| 第20計算期間 | (2016年 7月20日) | 16,903 | 17,228 | 1.2983 | 1.3233 |
| 第21計算期間 | (2017年 1月20日) | 20,159 | 20,540 | 1.3200 | 1.3450 |
| 第22計算期間 | (2017年 7月20日) | 35,129 | 35,746 | 1.4255 | 1.4505 |
| 第23計算期間 | (2018年 1月22日) | 59,496 | 60,646 | 1.5525 | 1.5825 |
| 第24計算期間 | (2018年 7月20日) | 62,207 | 63,450 | 1.5009 | 1.5309 |
| 第25計算期間 | (2019年 1月21日) | 65,366 | 66,581 | 1.3444 | 1.3694 |
| 第26計算期間 | (2019年 7月22日) | 65,600 | 66,721 | 1.4632 | 1.4882 |

| | | | | | |
|---------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 第27計算期間 | (2020年 1月20日) | 67,626 | 68,924 | 1.5619 | 1.5919 |
| | 2019年 2月末日 | 68,608 | | 1.4224 | |
| | 3月末日 | 67,656 | | 1.4159 | |
| | 4月末日 | 68,994 | | 1.4709 | |
| | 5月末日 | 65,584 | | 1.4036 | |
| | 6月末日 | 66,722 | | 1.4569 | |
| | 7月末日 | 66,197 | | 1.4723 | |
| | 8月末日 | 63,790 | | 1.3984 | |
| | 9月末日 | 64,364 | | 1.4416 | |
| | 10月末日 | 63,927 | | 1.4699 | |
| | 11月末日 | 68,237 | | 1.5157 | |
| | 12月末日 | 68,245 | | 1.5590 | |
| | 2020年 1月末日 | 66,282 | | 1.5282 | |
| | 2月末日 | 63,910 | | 1.4527 | |

野村ファンドラップ外国株 Bコース

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---------|---------------|------------|-------|--------------|--------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第8計算期間 | (2010年 7月20日) | 3,882 | 3,882 | 0.6548 | 0.6548 |
| 第9計算期間 | (2011年 1月20日) | 6,354 | 6,354 | 0.7447 | 0.7447 |
| 第10計算期間 | (2011年 7月20日) | 7,652 | 7,652 | 0.7140 | 0.7140 |
| 第11計算期間 | (2012年 1月20日) | 7,050 | 7,050 | 0.6504 | 0.6504 |
| 第12計算期間 | (2012年 7月20日) | 6,497 | 6,497 | 0.6790 | 0.6790 |
| 第13計算期間 | (2013年 1月21日) | 7,407 | 7,407 | 0.8842 | 0.8842 |
| 第14計算期間 | (2013年 7月22日) | 8,018 | 8,041 | 1.0668 | 1.0698 |
| 第15計算期間 | (2014年 1月20日) | 7,657 | 7,783 | 1.2103 | 1.2303 |

| | | | | | |
|---------|---------------|---------|---------|--------|--------|
| 第16計算期間 | (2014年 7月22日) | 11,864 | 12,059 | 1.2117 | 1.2317 |
| 第17計算期間 | (2015年 1月20日) | 29,756 | 30,309 | 1.3466 | 1.3716 |
| 第18計算期間 | (2015年 7月21日) | 46,280 | 47,057 | 1.4879 | 1.5129 |
| 第19計算期間 | (2016年 1月20日) | 46,215 | 46,797 | 1.1914 | 1.2064 |
| 第20計算期間 | (2016年 7月20日) | 47,676 | 48,269 | 1.2065 | 1.2215 |
| 第21計算期間 | (2017年 1月20日) | 55,062 | 56,103 | 1.3222 | 1.3472 |
| 第22計算期間 | (2017年 7月20日) | 73,410 | 74,693 | 1.4308 | 1.4558 |
| 第23計算期間 | (2018年 1月22日) | 118,966 | 121,233 | 1.5743 | 1.6043 |
| 第24計算期間 | (2018年 7月20日) | 123,442 | 125,852 | 1.5367 | 1.5667 |
| 第25計算期間 | (2019年 1月21日) | 125,366 | 127,694 | 1.3461 | 1.3711 |
| 第26計算期間 | (2019年 7月22日) | 123,332 | 125,456 | 1.4516 | 1.4766 |
| 第27計算期間 | (2020年 1月20日) | 127,626 | 130,017 | 1.6017 | 1.6317 |
| | 2019年 2月末日 | 136,975 | | 1.4430 | |
| | 3月末日 | 134,974 | | 1.4314 | |
| | 4月末日 | 139,524 | | 1.5083 | |
| | 5月末日 | 125,043 | | 1.4074 | |
| | 6月末日 | 125,599 | | 1.4490 | |
| | 7月末日 | 125,350 | | 1.4719 | |
| | 8月末日 | 120,680 | | 1.3641 | |
| | 9月末日 | 123,696 | | 1.4291 | |
| | 10月末日 | 124,915 | | 1.4794 | |
| | 11月末日 | 129,057 | | 1.5314 | |
| | 12月末日 | 128,203 | | 1.5854 | |
| | 2020年 1月末日 | 123,185 | | 1.5467 | |
| | 2月末日 | 118,515 | | 1.4846 | |

分配の推移

野村ファンドラップ外国株 Aコース

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日～2010年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日～2011年 1月20日 | 0.0000円 |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日～2011年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 1月20日 | 0.0000円 |
| 第12計算期間 | 2012年 1月21日～2012年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第13計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 1月21日 | 0.0080円 |
| 第14計算期間 | 2013年 1月22日～2013年 7月22日 | 0.0160円 |
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 1月20日 | 0.0250円 |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日～2014年 7月22日 | 0.0250円 |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 1月20日 | 0.0250円 |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 0.0250円 |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 0.0150円 |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 0.0250円 |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 0.0250円 |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 0.0250円 |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 0.0300円 |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 0.0300円 |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 0.0250円 |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 0.0250円 |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 0.0300円 |

野村ファンドラップ外国株 Bコース

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日～2010年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日～2011年 1月20日 | 0.0000円 |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日～2011年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 1月20日 | 0.0000円 |
| 第12計算期間 | 2012年 1月21日～2012年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第13計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 1月21日 | 0.0000円 |
| 第14計算期間 | 2013年 1月22日～2013年 7月22日 | 0.0030円 |
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 1月20日 | 0.0200円 |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日～2014年 7月22日 | 0.0200円 |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 1月20日 | 0.0250円 |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 0.0250円 |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 0.0150円 |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 0.0150円 |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 0.0250円 |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 0.0250円 |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 0.0300円 |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 0.0300円 |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 0.0250円 |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 0.0250円 |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 0.0300円 |

収益率の推移

野村ファンドラップ外国株 Aコース

| | 計算期間 | 収益率 |
|--------|-------------------------|------|
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日～2010年 7月20日 | 2.9% |

| | | |
|---------|-------------------------|-------|
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日～2011年 1月20日 | 17.8% |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日～2011年 7月20日 | 1.8% |
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 1月20日 | 3.9% |
| 第12計算期間 | 2012年 1月21日～2012年 7月20日 | 2.6% |
| 第13計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 1月21日 | 12.8% |
| 第14計算期間 | 2013年 1月22日～2013年 7月22日 | 9.8% |
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 1月20日 | 10.3% |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日～2014年 7月22日 | 4.3% |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 1月20日 | 1.8% |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 7.4% |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 13.5% |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 12.4% |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 3.6% |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 9.9% |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 11.0% |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 1.4% |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 8.8% |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 10.7% |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 8.8% |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

| | 計算期間 | 収益率 |
|---------|-------------------------|-------|
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日～2010年 7月20日 | 9.3% |
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日～2011年 1月20日 | 13.7% |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日～2011年 7月20日 | 4.1% |

| | | |
|---------|-------------------------|-------|
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 1月20日 | 8.9% |
| 第12計算期間 | 2012年 1月21日～2012年 7月20日 | 4.4% |
| 第13計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 1月21日 | 30.2% |
| 第14計算期間 | 2013年 1月22日～2013年 7月22日 | 21.0% |
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 1月20日 | 15.3% |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日～2014年 7月22日 | 1.8% |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 1月20日 | 13.2% |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 12.3% |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 18.9% |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 2.5% |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 11.7% |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 10.1% |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 12.1% |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 0.5% |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 10.8% |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 9.7% |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 12.4% |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

野村ファンドラップ外国株 Aコース

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---------|-------------------------|-------------|------------|-------------|
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日～2010年 7月20日 | 116,150,120 | 51,601,576 | 330,789,339 |
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日～2011年 1月20日 | 74,540,160 | 70,823,897 | 334,505,602 |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日～2011年 7月20日 | 386,799,872 | 73,595,690 | 647,709,784 |

| | | | | |
|---------|-------------------------|----------------|---------------|----------------|
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 1月20日 | 440,600,711 | 121,949,950 | 966,360,545 |
| 第12計算期間 | 2012年 1月21日～2012年 7月20日 | 170,716,372 | 159,024,716 | 978,052,201 |
| 第13計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 1月21日 | 159,162,392 | 112,868,770 | 1,024,345,823 |
| 第14計算期間 | 2013年 1月22日～2013年 7月22日 | 279,151,535 | 186,331,897 | 1,117,165,461 |
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 1月20日 | 589,222,611 | 428,877,978 | 1,277,510,094 |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日～2014年 7月22日 | 1,586,571,899 | 175,403,364 | 2,688,678,629 |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 1月20日 | 4,688,935,113 | 453,009,483 | 6,924,604,259 |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 5,413,474,452 | 1,647,727,007 | 10,690,351,704 |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 4,573,942,694 | 2,397,337,003 | 12,866,957,395 |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 3,067,036,086 | 2,914,036,632 | 13,019,956,849 |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 3,983,111,524 | 1,730,679,105 | 15,272,389,268 |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 11,414,555,435 | 2,043,436,455 | 24,643,508,248 |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 16,423,609,282 | 2,745,165,066 | 38,321,952,464 |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 8,029,809,322 | 4,903,986,474 | 41,447,775,312 |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 11,223,470,286 | 4,049,166,211 | 48,622,079,387 |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 3,372,361,430 | 7,161,274,143 | 44,833,166,674 |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 6,337,637,705 | 7,874,689,071 | 43,296,115,308 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---------|-------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日～2010年 7月20日 | 2,203,243,909 | 1,185,663,162 | 5,929,363,230 |
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日～2011年 1月20日 | 3,697,250,541 | 1,094,062,940 | 8,532,550,831 |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日～2011年 7月20日 | 3,614,896,139 | 1,430,515,221 | 10,716,931,749 |
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 1月20日 | 1,883,106,165 | 1,759,856,381 | 10,840,181,533 |
| 第12計算期間 | 2012年 1月21日～2012年 7月20日 | 424,789,576 | 1,695,387,736 | 9,569,583,373 |
| 第13計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 1月21日 | 239,873,381 | 1,431,851,820 | 8,377,604,934 |

| | | | | |
|---------|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 第14計算期間 | 2013年 1月22日～2013年 7月22日 | 546,697,477 | 1,407,225,694 | 7,517,076,717 |
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 1月20日 | 1,157,041,880 | 2,347,572,118 | 6,326,546,479 |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日～2014年 7月22日 | 4,184,315,649 | 719,214,855 | 9,791,647,273 |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 1月20日 | 13,691,736,408 | 1,385,304,073 | 22,098,079,608 |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 13,943,936,093 | 4,937,789,187 | 31,104,226,514 |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 11,816,233,300 | 4,130,134,355 | 38,790,325,459 |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 7,132,394,864 | 6,406,364,682 | 39,516,355,641 |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 6,957,408,221 | 4,829,505,207 | 41,644,258,655 |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 16,388,293,968 | 6,723,243,465 | 51,309,309,158 |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 31,229,664,044 | 6,973,126,638 | 75,565,846,564 |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 15,032,092,872 | 10,265,762,949 | 80,332,176,487 |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 19,795,838,173 | 6,991,943,417 | 93,136,071,243 |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 7,068,232,696 | 15,239,449,131 | 84,964,854,808 |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 11,308,099,199 | 16,590,115,098 | 79,682,838,909 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

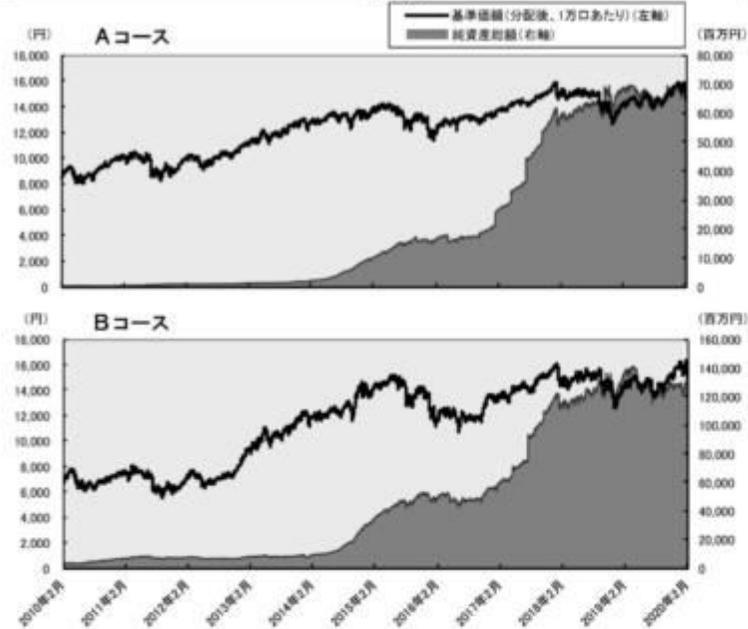
参考情報

< 更新後 >

運用実績 (2020年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

| Aコース | |
|---------|---------|
| 2020年1月 | 300 円 |
| 2019年7月 | 250 円 |
| 2019年1月 | 250 円 |
| 2018年7月 | 300 円 |
| 2018年1月 | 300 円 |
| 設定来累計 | 3,710 円 |

| Bコース | |
|---------|---------|
| 2020年1月 | 300 円 |
| 2019年7月 | 250 円 |
| 2019年1月 | 250 円 |
| 2018年7月 | 300 円 |
| 2018年1月 | 300 円 |
| 設定来累計 | 3,440 円 |

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

Aコース

| 順位 | 銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (14.5.10位を除く。)) | 投資比率 (%) |
|----|---|-------------|
| 1 | ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドF | 17.8 |
| 2 | グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF | 15.7 |
| 3 | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF | 12.9 |
| 4 | ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF | 11.8 |
| 5 | AB SICAV IーセレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ(円建て円ヘッジ) | 11.4 |
| 6 | アメリカン・オープンF | 8.0 |
| 7 | MFS欧州株ファンドF | 4.7 |
| 8 | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF | 4.2 |
| 9 | GIMエマージング株式フォーカスF | 2.7 |
| 10 | ジュビターグローバル新興国株アンコンストレインド型(為替 ヘッジあり) | 2.6 |

Bコース

| 順位 | 銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (14.5.10位を除く。)) | 投資比率 (%) |
|----|---|-------------|
| 1 | ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドFB | 17.9 |
| 2 | グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドFB | 15.8 |
| 3 | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB | 12.9 |
| 4 | ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドFB | 11.8 |
| 5 | AB SICAV IーセレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ(円建て) | 11.4 |
| 6 | アメリカン・オープンFB | 8.1 |
| 7 | MFS欧州株ファンドFB | 4.7 |
| 8 | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB | 4.2 |
| 9 | GIMエマージング株式フォーカスFB | 2.7 |
| 10 | ジュビターグローバル新興国株アンコンストレインド型(為替 ヘッジなし) | 2.6 |

年間収益率の推移

(暦年ベース)



第3【ファンドの経理状況】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

野村ファンドラップ外国株 Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間(2019年7月23日から2020年1月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

野村ファンドラップ外国株 Aコース

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| | 第26期 (2019年 7月22日現在) | 第27期 (2020年 1月20日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,140,970,255 | 2,154,411,467 |
| 投資信託受益証券 | 64,736,929,066 | 67,045,555,601 |
| 未収入金 | 290,980,526 | 61,043,118 |
| 流動資産合計 | 67,168,879,847 | 69,261,010,186 |
| 資産合計 | 67,168,879,847 | 69,261,010,186 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,120,829,166 | 1,298,883,459 |
| 未払解約金 | 347,646,980 | 238,277,818 |
| 未払受託者報酬 | 7,287,503 | 7,161,585 |
| 未払委託者報酬 | 91,093,729 | 89,519,731 |
| 未払利息 | 3,681 | 1,230 |
| その他未払費用 | 1,093,068 | 1,074,176 |
| 流動負債合計 | 1,567,954,127 | 1,634,917,999 |
| 負債合計 | 1,567,954,127 | 1,634,917,999 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 44,833,166,674 | 43,296,115,308 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 20,767,759,046 | 24,329,976,879 |
| (分配準備積立金) | 2,249,315,056 | 6,140,793,605 |
| 元本等合計 | 65,600,925,720 | 67,626,092,187 |
| 純資産合計 | 65,600,925,720 | 67,626,092,187 |
| 負債純資産合計 | 67,168,879,847 | 69,261,010,186 |

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

| | 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|-------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 6,930,058,620 | 5,704,596,345 |

| | 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|---|--|--|
| その他収益 | - | 2,962,268 |
| 営業収益合計 | 6,930,058,620 | 5,707,558,613 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 343,617 | 260,525 |
| 受託者報酬 | 7,287,503 | 7,161,585 |
| 委託者報酬 | 91,093,729 | 89,519,731 |
| その他費用 | 1,093,068 | 1,074,176 |
| 営業費用合計 | 99,817,917 | 98,016,017 |
| 営業利益又は営業損失() | 6,830,240,703 | 5,609,542,596 |
| 経常利益又は経常損失() | 6,830,240,703 | 5,609,542,596 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 6,830,240,703 | 5,609,542,596 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 595,101,092 | 78,155,863 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 16,743,968,273 | 20,767,759,046 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,379,306,831 | 2,945,759,036 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,379,306,831 | 2,945,759,036 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,469,826,503 | 3,616,044,477 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,469,826,503 | 3,616,044,477 |
| 分配金 | 1,120,829,166 | 1,298,883,459 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 20,767,759,046 | 24,329,976,879 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 7月23日から2020年 1月20日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第26期 2019年 7月22日現在 | 第27期 2020年 1月20日現在 |
|---|---|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 44,833,166,674口 | 1. 計算期間の末日における受益権の総数 43,296,115,308口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4632円 (10,000口当たり純資産額) (14,632円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5619円 (10,000口当たり純資産額) (15,619円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | | | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 | | |
|--|----------------|-----------------|--|----------------|-----------------|
| 1. 分配金の計算過程 | | | 1. 分配金の計算過程 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 0円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 2,650,376円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 948,740,503円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 5,528,469,796円 |
| 収益調整金額 | C | 22,362,819,905円 | 収益調整金額 | C | 21,883,923,023円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,421,403,719円 | 分配準備積立金額 | D | 1,908,556,892円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 25,732,964,127円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 29,323,600,087円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 44,833,166,674口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 43,296,115,308口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 5,739円 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 6,772円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 250円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 300円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 1,120,829,166円 | 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 1,298,883,459円 |

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 | |
|--|--|--|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | 1. 金融商品に対する取組方針 同左 | |
| 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | | 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 | |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | | 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | |

| | |
|---|----|
| <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | 同左 |
|---|----|

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第26期 2019年 7月22日現在 | 第27期 2020年 1月20日現在 |
|---|---|
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|---|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|--|--|
| 期首元本額 48,622,079,387円 | 期首元本額 44,833,166,674円 |

| | | | |
|-----------|----------------|-----------|----------------|
| 期中追加設定元本額 | 3,372,361,430円 | 期中追加設定元本額 | 6,337,637,705円 |
| 期中一部解約元本額 | 7,161,274,143円 | 期中一部解約元本額 | 7,874,689,071円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|----------|--|--|
| | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | 4,972,066,550 | 5,462,282,051 |
| 合計 | 4,972,066,550 | 5,462,282,051 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年1月20日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----------|-----|-------------------------------------|---------|---------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用) | 187,122 | 5,387,242,380 | |
| | | GIMエマージング株式フォーカスF(適格機関投資家専用) | 94,453 | 1,879,520,247 | |
| | | MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用) | 154,255 | 3,112,403,135 | |
| | | 野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 81,064 | 2,079,129,472 | |
| | | シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 36,452 | 937,326,728 | |
| | | グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用) | 304,202 | 9,799,563,228 | |
| | | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF(適格機関投資家専用) | 160,849 | 2,963,321,127 | |
| | | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 692,346 | 7,898,975,514 | |

| | | | | |
|----|---|-----------|--------------------------|--|
| | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC | 148,540 | 1,903,540,100 | |
| | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF | 598,084 | 7,406,672,256 | |
| | ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドF | 834,982 | 12,049,625,242 | |
| | ジュピターグローバル新興国株アン コンストレインド型（為替ヘッジあり） | 217,630 | 1,900,345,160 | |
| | ジュピター ヨーロピアン グロース （為替ヘッジあり） | 119,244 | 1,393,843,116 | |
| | AB SICAV - セレクトUSエクイ ティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ（円建て円ヘッジ） | 726,722 | 8,334,047,896 | |
| 小計 | 銘柄数：14 組入時価比率：99.1% | 4,355,945 | 67,045,555,601 100.0% | |
| 合計 | | | 67,045,555,601 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| | 第26期 (2019年 7月22日現在) | 第27期 (2020年 1月20日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 4,166,546,913 | 4,238,888,044 |
| 投資信託受益証券 | 121,786,690,332 | 126,279,300,157 |
| 未収入金 | 409,993,613 | 248,605,657 |
| 流動資産合計 | 126,363,230,858 | 130,766,793,858 |
| 資産合計 | 126,363,230,858 | 130,766,793,858 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 2,124,121,370 | 2,390,485,167 |
| 未払解約金 | 712,241,638 | 563,499,414 |
| 未払受託者報酬 | 14,261,074 | 13,614,363 |
| 未払委託者報酬 | 178,263,297 | 170,179,505 |
| 未払利息 | 7,165 | 2,420 |
| その他未払費用 | 2,139,098 | 2,042,093 |
| 流動負債合計 | 3,031,033,642 | 3,139,822,962 |
| 負債合計 | 3,031,033,642 | 3,139,822,962 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 84,964,854,808 | 79,682,838,909 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 38,367,342,408 | 47,944,131,987 |
| (分配準備積立金) | 4,666,908,377 | 14,852,927,861 |
| 元本等合計 | 123,332,197,216 | 127,626,970,896 |

| | 第26期 (2019年 7月22日現在) | 第27期 (2020年 1月20日現在) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産合計 | 123,332,197,216 | 127,626,970,896 |
| 負債純資産合計 | 126,363,230,858 | 130,766,793,858 |

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

| | 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 12,340,199,203 | 15,124,992,220 |
| その他収益 | - | 5,498,542 |
| 営業収益合計 | 12,340,199,203 | 15,130,490,762 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 703,931 | 468,132 |
| 受託者報酬 | 14,261,074 | 13,614,363 |
| 委託者報酬 | 178,263,297 | 170,179,505 |
| その他費用 | 2,139,098 | 2,042,093 |
| 営業費用合計 | 195,367,400 | 186,304,093 |
| 営業利益又は営業損失() | 12,144,831,803 | 14,944,186,669 |
| 経常利益又は経常損失() | 12,144,831,803 | 14,944,186,669 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 12,144,831,803 | 14,944,186,669 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 1,541,466,150 | 471,673,144 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 32,229,968,174 | 38,367,342,408 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,957,505,458 | 4,889,689,469 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,957,505,458 | 4,889,689,469 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 5,299,375,507 | 7,394,928,248 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 5,299,375,507 | 7,394,928,248 |
| 分配金 | 2,124,121,370 | 2,390,485,167 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 38,367,342,408 | 47,944,131,987 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 7月23日から2020年 1月20日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第26期 2019年 7月22日現在 | 第27期 2020年 1月20日現在 |
|---|---|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 84,964,854,808口 | 1. 計算期間の末日における受益権の総数 79,682,838,909口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4516円 (10,000口当たり純資産額) (14,516円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6017円 (10,000口当たり純資産額) (16,017円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|--|--------------|---|----|---------------------------|---|----|--------|---|-----------------|----------|---|----------------|---------------|-----------|-----------------|--------------|---|-----------------|-------------------|----------------|--------|----------------|---|------|---------|----------------|----------------|--|----|--|--|--------------|---|------------|---------------------------|---|-----------------|--------|---|-----------------|----------|---|----------------|---------------|-----------|-----------------|--------------|---|-----------------|-------------------|----------------|--------|----------------|---|------|---------|----------------|----------------|
| 1. 分配金の計算過程 | 1. 分配金の計算過程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>63,595,885,283円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>6,791,029,747円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>70,386,915,030円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>84,964,854,808口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>8,284円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>2,124,121,370円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 0円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 63,595,885,283円 | 分配準備積立金額 | D | 6,791,029,747円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 70,386,915,030円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 84,964,854,808口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 8,284円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 250円 | 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 2,124,121,370円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,862,365円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>13,360,347,251円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>60,183,762,200円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,878,203,412円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>77,427,175,228円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>79,682,838,909口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>9,716円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>2,390,485,167円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,862,365円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 13,360,347,251円 | 収益調整金額 | C | 60,183,762,200円 | 分配準備積立金額 | D | 3,878,203,412円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 77,427,175,228円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 79,682,838,909口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 9,716円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 300円 | 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 2,390,485,167円 |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 63,595,885,283円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 6,791,029,747円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 70,386,915,030円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 84,964,854,808口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 8,284円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 250円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 2,124,121,370円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,862,365円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 13,360,347,251円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 60,183,762,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 3,878,203,412円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 77,427,175,228円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 79,682,838,909口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 9,716円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 2,390,485,167円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|--|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 1. 金融商品に対する取組方針 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 |

| | |
|--|-----------------------------------|
| <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> |
|--|-----------------------------------|

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第26期 2019年 7月22日現在 | 第27期 2020年 1月20日現在 |
|---|---|
| <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|--|--|
| <p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p> | <p>同左</p> |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|--|--|
| | |

| | | | |
|-----------|-----------------|-----------|-----------------|
| 期首元本額 | 93,136,071,243円 | 期首元本額 | 84,964,854,808円 |
| 期中追加設定元本額 | 7,068,232,696円 | 期中追加設定元本額 | 11,308,099,199円 |
| 期中一部解約元本額 | 15,239,449,131円 | 期中一部解約元本額 | 16,590,115,098円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | 第27期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日 |
|----------|--|--|
| | 損益に含まれた評価差額（円） | |
| 投資信託受益証券 | 7,769,790,743 | 14,229,475,647 |
| 合計 | 7,769,790,743 | 14,229,475,647 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年1月20日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----------|-----|--------------------------------------|---------|----------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | アメリカン・オープンFB(適格機関投資家専用) | 288,145 | 10,074,125,490 | |
| | | GIMエマージング株式フォーカスFB(適格機関投資家専用) | 157,620 | 3,520,285,080 | |
| | | MFS欧州株ファンドFB(適格機関投資家専用) | 380,101 | 5,885,483,884 | |
| | | 野村海外株ファンドFB(適格機関投資家専用) | 167,910 | 4,351,891,380 | |
| | | シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB(適格機関投資家専用) | 51,260 | 1,775,800,180 | |
| | | グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドFB(適格機関投資家専用) | 495,866 | 18,375,802,228 | |
| | | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用) | 235,242 | 5,563,002,816 | |

| | | | | |
|----|---|-----------|-----------------|--------|
| | ティール・ロウ・プライス 海外株式 ファンドFB(適格機関投資家専用) | 1,301,628 | 14,851,575,480 | |
| | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 新興国株式FD | 174,112 | 3,564,594,976 | |
| | ノムラ・ワールド(除く日本)エク イティ・ファンドFB | 1,162,703 | 14,010,571,150 | |
| | A B グローバル・コア・エクイ ティ・ファンドF B | 1,606,167 | 22,563,434,016 | |
| | ジュピターグローバル新興国株アン コンストレインド型(為替ヘッジな し) | 379,106 | 3,601,127,894 | |
| | ジュピター ヨーロピアン グロース (為替ヘッジなし) | 242,233 | 2,606,669,313 | |
| | AB SICAV - セレクトUSエクイ ティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ(円建て) | 1,346,415 | 15,534,936,270 | |
| 小計 | 銘柄数: 14 組入時価比率: 98.9% | 7,988,508 | 126,279,300,157 | 100.0% |
| 合計 | | | 126,279,300,157 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

野村ファンドラップ外国株 Aコース

2020年2月28日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 64,124,375,544円 |
| 負債総額 | 213,634,618円 |
| 純資産総額(-) | 63,910,740,926円 |
| 発行済口数 | 43,995,566,471口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.4527円 |

野村ファンドラップ外国株 Bコース

2020年2月28日現在

| | |
|------------|------------------|
| 資産総額 | 118,952,054,742円 |
| 負債総額 | 436,753,461円 |
| 純資産総額(-) | 118,515,301,281円 |
| 発行済口数 | 79,828,223,590口 |

| | |
|----------------|---------|
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.4846円 |
|----------------|---------|

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2020年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

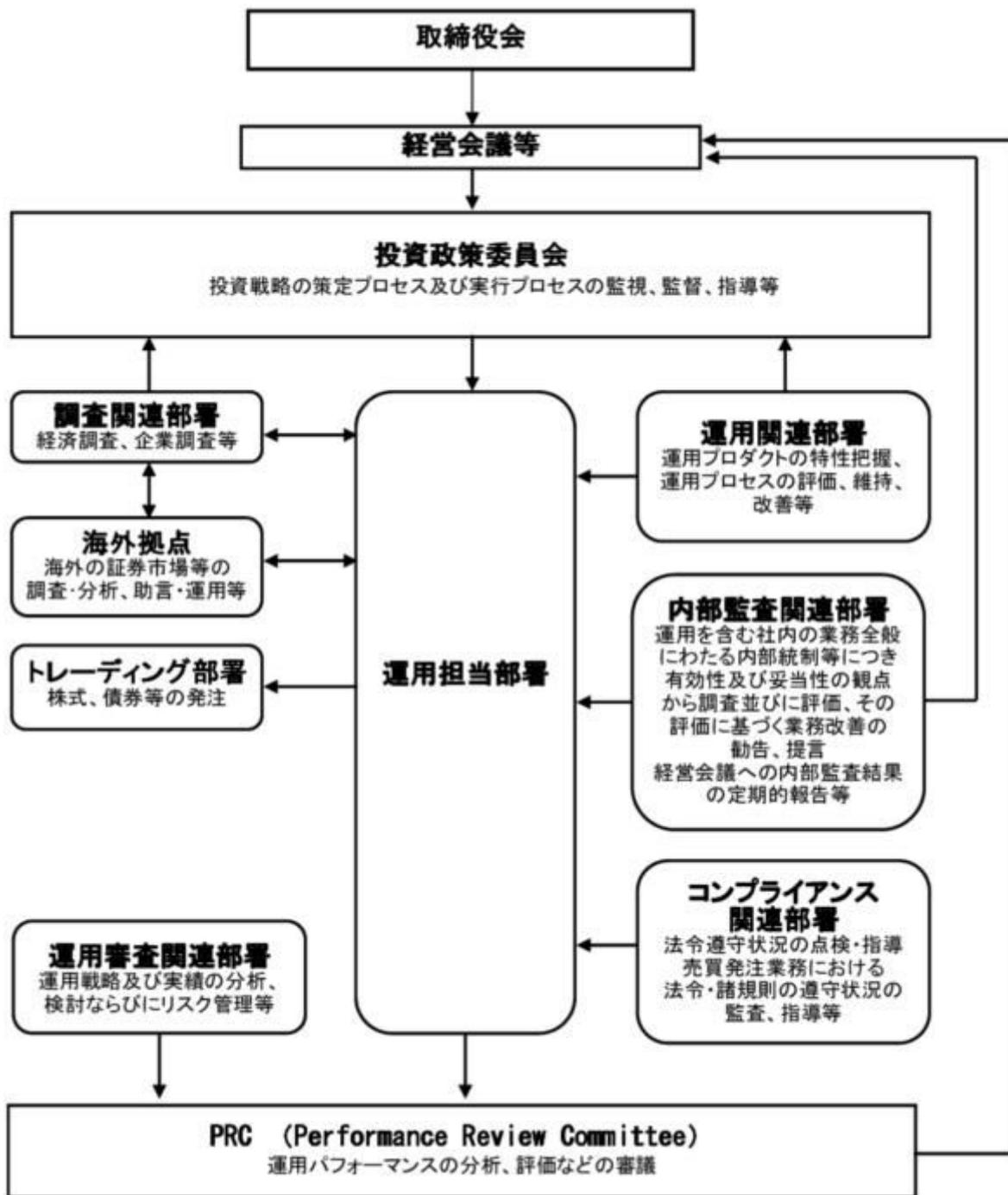
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 1,002 | 29,918,429 |
| 単位型株式投資信託 | 181 | 905,347 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 5,691,071 |
| 単位型公社債投資信託 | 452 | 1,730,940 |
| 合計 | 1,649 | 38,245,787 |

3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|----------|----------|-----------------------|-----------------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 919 | 1,562 |
| 金銭の信託 | | 47,936 | 45,493 |
| 有価証券 | | 22,600 | 19,900 |
| 前払金 | | 0 | - |
| 前払費用 | | 26 | 27 |
| 未収入金 | | 464 | 500 |
| 未収委託者報酬 | | 24,059 | 25,246 |
| 未収運用受託報酬 | | 6,764 | 5,933 |

| | | | | | |
|----------|---|-------|---------|--------|---------|
| その他 | | | 181 | | 269 |
| 貸倒引当金 | | | 15 | | 15 |
| 流動資産計 | | | 102,937 | | 98,917 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 874 | | 714 |
| 建物 | 2 | 348 | | 320 | |
| 器具備品 | 2 | 525 | | 393 | |
| 無形固定資産 | | | 7,157 | | 6,438 |
| ソフトウェア | | 7,156 | | 6,437 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 13,825 | | 18,608 |
| 投資有価証券 | | 1,184 | | 1,562 | |
| 関係会社株式 | | 9,033 | | 12,631 | |
| 従業員長期貸付金 | | 36 | | - | |
| 長期差入保証金 | | 54 | | 235 | |
| 長期前払費用 | | 36 | | 22 | |
| 前払年金費用 | | 2,350 | | 2,001 | |
| 繰延税金資産 | | 3,074 | | 2,694 | |
| その他 | | 168 | | 168 | |
| 貸倒引当金 | | 0 | | - | |
| 投資損失引当金 | | - | | 707 | |
| 固定資産計 | | | 23,969 | | 25,761 |
| 資産合計 | | | 126,906 | | 124,679 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2018年3月31日) | | 当事業年度 (2019年3月31日) | |
|-----------|----------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 133 | | 145 |
| 未払金 | 1 | | 17,853 | | 16,709 |
| 未払収益分配金 | | 1 | | 0 | |
| 未払償還金 | | 31 | | 25 | |
| 未払手数料 | | 7,884 | | 7,724 | |
| 関係会社未払金 | | 7,930 | | 7,422 | |
| その他未払金 | | 2,005 | | 1,535 | |
| 未払費用 | 1 | | 12,441 | | 11,704 |
| 未払法人税等 | | | 2,241 | | 1,560 |
| 前受収益 | | | 33 | | 29 |
| 賞与引当金 | | | 4,626 | | 3,792 |
| 流動負債計 | | | 37,329 | | 33,942 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,938 | | 3,219 |
| 時効後支払損引当金 | | | 548 | | 558 |
| 固定負債計 | | | 3,486 | | 3,777 |
| 負債合計 | | | 40,816 | | 37,720 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 86,078 | | 86,924 |
| 資本剰余金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |

| | | | | | |
|--------------|--|--------|---------|--------|---------|
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 55,168 | | 56,014 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 54,483 | | 55,329 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 29,876 | | 30,723 | |
| 評価・換算差額等 | | | 11 | | 33 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 11 | | 33 |
| 純資産合計 | | | 86,090 | | 86,958 |
| 負債・純資産合計 | | | 126,906 | | 124,679 |

(2) 損益計算書

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | |
|-----------|----------|--|---------|--|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 115,907 | | 119,196 |
| 運用受託報酬 | | | 26,200 | | 21,440 |
| その他営業収益 | | | 338 | | 355 |
| 営業収益計 | | | 142,447 | | 140,992 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 45,252 | | 42,675 |
| 広告宣伝費 | | | 1,079 | | 1,210 |
| 公告費 | | | 0 | | 0 |
| 調査費 | | | 30,516 | | 30,082 |
| 調査費 | | 5,830 | | 5,998 | |
| 委託調査費 | | 24,685 | | 24,083 | |
| 委託計算費 | | | 1,376 | | 1,311 |
| 営業雑経費 | | | 5,464 | | 5,435 |
| 通信費 | | 125 | | 92 | |
| 印刷費 | | 966 | | 970 | |
| 協会費 | | 79 | | 86 | |
| 諸経費 | | 4,293 | | 4,286 | |
| 営業費用計 | | | 83,689 | | 80,715 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 11,716 | | 11,113 |
| 役員報酬 | | 425 | | 379 | |
| 給料・手当 | | 6,856 | | 7,067 | |
| 賞与 | | 4,433 | | 3,666 | |
| 交際費 | | | 132 | | 107 |
| 旅費交通費 | | | 482 | | 514 |
| 租税公課 | | | 1,107 | | 1,048 |
| 不動産賃借料 | | | 1,221 | | 1,223 |
| 退職給付費用 | | | 1,110 | | 1,474 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,706 | | 2,835 |

| | | | | | |
|--------|--|--|--------|--|--------|
| 諸経費 | | | 9,131 | | 10,115 |
| 一般管理費計 | | | 27,609 | | 28,433 |
| 営業利益 | | | 31,148 | | 31,843 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | |
|--------------|----------|--|--|--|--|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 4,031 | | 6,538 | |
| 受取利息 | | 4 | | 0 | |
| その他 | | 362 | | 424 | |
| 営業外収益計 | | 4,398 | | 6,964 | |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | | 2 | | 1 | |
| 金銭の信託運用損 | | 312 | | 489 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 13 | | 43 | |
| 為替差損 | | 46 | | 34 | |
| その他 | | 31 | | 17 | |
| 営業外費用計 | | 405 | | 585 | |
| 経常利益 | | 35,141 | | 38,222 | |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 20 | | 20 | |
| 関係会社清算益 | 3 | - | | 29 | |
| 株式報酬受入益 | | 75 | | 85 | |
| 特別利益計 | | 95 | | 135 | |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 2 | | 938 | |
| 関係会社株式評価損 | | - | | 161 | |
| 固定資産除却損 | 2 | 58 | | 310 | |
| 投資損失引当金繰入額 | | - | | 707 | |
| 特別損失計 | | 60 | | 2,118 | |
| 税引前当期純利益 | | 35,176 | | 36,239 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 10,775 | | 10,196 | |
| 法人税等調整額 | | 439 | | 370 | |
| 当期純利益 | | 24,840 | | 25,672 | |

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | |
|--|-------|--|-------|----------|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | | | その他利益剰余金 |
| | | | | |

| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|--------|---------|---------|--------|
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,635 | 55,927 | 86,837 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 25,598 | 25,598 | 25,598 |
| 当期純利益 | | | | | | | 24,840 | 24,840 | 24,840 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 758 | 758 | 758 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,876 | 55,168 | 86,078 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 41 | 41 | 86,878 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 25,598 |
| 当期純利益 | | | 24,840 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 29 | 29 | 29 |
| 当期変動額合計 | 29 | 29 | 788 |
| 当期末残高 | 11 | 11 | 86,090 |

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|--------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,876 | 55,168 | 86,078 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 24,826 | 24,826 | 24,826 |
| 当期純利益 | | | | | | | 25,672 | 25,672 | 25,672 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 846 | 846 | 846 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,723 | 56,014 | 86,924 |

(単位:百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 11 | 11 | 86,090 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 24,826 |
| 当期純利益 | | | 25,672 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額) | 21 | 21 | 21 |
| 当期変動額合計 | 21 | 21 | 868 |
| 当期末残高 | 33 | 33 | 86,958 |

[重要な会計方針]

| | |
|---------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |

| | |
|---------------|--|
| 4．引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p> |
| 5．消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理してあります。 |
| 6．連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

【未適用の会計基準等】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (2018年3月31日) | 当事業年度末 (2019年3月31日) |
|---|---|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円 | 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200 | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|---|---|
| 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2 | 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1 |
| 2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 合計 58 | 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフトウェア 307 合計 310 |
| | 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。 |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 25,598百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,970円 |
| 基準日 | 2017年3月31日 |
| 効力発生日 | 2017年6月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 24,826百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,820円 |
| 基準日 | 2018年3月31日 |
| 効力発生日 | 2018年6月25日 |

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 24,826百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,820円 |
| 基準日 | 2018年3月31日 |
| 効力発生日 | 2018年6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-----------|
| 配当金の総額 | 25,650百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,980円 |

| | |
|-------|------------|
| 基準日 | 2019年3月31日 |
| 効力発生日 | 2019年6月28日 |

金融商品関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|---------|----|
| (1)現金・預金 | 919 | 919 | - |
| (2)金銭の信託 | 47,936 | 47,936 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,059 | 24,059 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 6,764 | 6,764 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 22,600 | 22,600 | - |
| その他有価証券 | 22,600 | 22,600 | - |
| 資産計 | 102,279 | 102,279 | - |
| (6)未払金 | 17,853 | 17,853 | - |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| 未払償還金 | 31 | 31 | - |
| 未払手数料 | 7,884 | 7,884 | - |
| 関係会社未払金 | 7,930 | 7,930 | - |
| その他未払金 | 2,005 | 2,005 | - |
| (7)未払費用 | 12,441 | 12,441 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,241 | 2,241 | - |
| 負債計 | 32,536 | 32,536 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

す。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 919 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 47,936 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,059 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 6,764 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 22,600 | - | - | - |
| 合計 | 102,279 | - | - | - |

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバ

ティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金 | 1,562 | 1,562 | - |
| (2)金銭の信託 | 45,493 | 45,493 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 25,246 | 25,246 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 5,933 | 5,933 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 19,900 | 19,900 | - |
| その他有価証券 | 19,900 | 19,900 | - |
| 資産計 | 98,136 | 98,136 | - |
| (6)未払金 | 16,709 | 16,709 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 25 | 25 | - |
| 未払手数料 | 7,724 | 7,724 | - |
| 関係会社未払金 | 7,422 | 7,422 | - |
| その他未払金 | 1,535 | 1,535 | - |
| (7)未払費用 | 11,704 | 11,704 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,560 | 1,560 | - |
| 負債計 | 29,974 | 29,974 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して

は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 1,562 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 45,493 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 25,246 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 5,933 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 19,900 | - | - | - |
| 合計 | 98,136 | - | - | - |

有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2018年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 22,600 | 22,600 | - |
| 小計 | 22,600 | 22,600 | - |
| 合計 | 22,600 | 22,600 | - |

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----|-----------------------|---------------|-------------|
|----|-----------------------|---------------|-------------|

| | | | |
|----------------------|--------|--------|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 19,900 | 19,900 | - |
| 小計 | 19,900 | 19,900 | - |
| 合計 | 19,900 | 19,900 | - |

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

| 前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | |
|---|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 | |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 確定給付制度 | |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 退職給付債務の期首残高 | 19,546 百万円 |
| 勤務費用 | 929 |
| 利息費用 | 167 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,415 |
| 退職給付の支払額 | 660 |
| その他 | 0 |
| 退職給付債務の期末残高 | 21,398 |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 年金資産の期首残高 | 16,572 百万円 |
| 期待運用収益 | 414 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 395 |
| 事業主からの拠出額 | 510 |
| 退職給付の支払額 | 518 |
| 年金資産の期末残高 | 17,373 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 18,163百万円 |
| 年金資産 | 17,373 |
| | 790 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,235 |
| 未積立退職給付債務 | 4,025 |
| 未認識数理計算上の差異 | 3,768 |
| 未認識過去勤務費用 | 331 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 588 |
| 退職給付引当金 | 2,938 |
| 前払年金費用 | 2,350 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 588 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|--------|
| 勤務費用 | 929百万円 |
| 利息費用 | 167 |
| 期待運用収益 | 414 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 244 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 887 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 47% |
| 株式 | 41% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------------|------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 0.9% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 21,398 百万円 |
| 勤務費用 | 951 |
| 利息費用 | 179 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,672 |
| 退職給付の支払額 | 737 |
| 過去勤務費用の発生額 | 71 |
| その他 | 15 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,551 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高 | 17,373 百万円 |
| 期待運用収益 | 434 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 241 |
| 事業主からの拠出額 | 483 |
| 退職給付の支払額 | 579 |
| 年金資産の期末残高 | 17,469 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 20,181 百万円 |
| 年金資産 | 17,469 |
| | 2,712 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,369 |
| 未積立退職給付債務 | 6,082 |
| 未認識数理計算上の差異 | 5,084 |
| 未認識過去勤務費用 | 220 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,218 |
| 退職給付引当金 | 3,219 |
| 前払年金費用 | 2,001 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,218 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 951 百万円 |
| 利息費用 | 179 |
| 期待運用収益 | 434 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 598 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 38 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,255 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 47% |
| 株式 | 41% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.7% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.4% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

| 前事業年度末 (2018年3月31日) | 当事業年度末 (2019年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 百万円 | 繰延税金資産 百万円 |
| 賞与引当金 1,434 | 賞与引当金 1,175 |
| 退職給付引当金 910 | 退職給付引当金 998 |
| 投資有価証券評価減 417 | 投資有価証券評価減 708 |
| 未払事業税 409 | 未払事業税 288 |
| 投資損失引当金 - | 投資損失引当金 219 |
| ゴルフ会員権評価減 207 | ゴルフ会員権評価減 192 |
| 時効後支払損引当金 169 | 時効後支払損引当金 172 |
| 減価償却超過額 171 | 減価償却超過額 171 |
| 子会社株式売却損 148 | 子会社株式売却損 148 |
| 未払社会保険料 107 | 未払社会保険料 82 |
| その他 566 | その他 466 |
| 繰延税金資産小計 4,543 | 繰延税金資産小計 4,625 |
| 評価性引当額 735 | 評価性引当額 1,295 |
| 繰延税金資産合計 3,808 | 繰延税金資産合計 3,329 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| その他有価証券評価差額金 5 | その他有価証券評価差額金 15 |
| 前払年金費用 728 | 前払年金費用 620 |
| 繰延税金負債合計 733 | 繰延税金負債合計 635 |
| 繰延税金資産の純額 3,074 | 繰延税金資産の純額 2,694 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 31.0% | 法定実効税率 31.0% |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.4% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 5.6% |
| タックスヘイブン税制 1.8% | タックスヘイブン税制 2.6% |
| 外国税額控除 0.2% | 外国税額控除 0.6% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.3% | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.3% |
| その他 0.4% | その他 1.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.3% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1% |

セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----|--------|-----|-----|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|
|----|--------|-----|-----|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|--------|------------------|------|---------------------|------------------------------|---------------|-------|-----------|---|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100% | 資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入 (*1) | 3,000 | 短期借 入金 | - |
| | | | | | | | 資金の返済 | 3,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息 の支払 | 2 | 未払費 用 | - |

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等 の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|---------|------------|--------|-----------------|-------|------------------------|---|-----------------------|-------------------|-------|-------------------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2) | 37,482 | 未払手数料 | 6,691 |

(エ) 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等 の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|----|------------|-----|-----|-------|------------------------|---------------|---------------|-------------------|----|-------------------|
| | | | | | | | 資金の借入 (*1) | 3,000 | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|--------|------------------|------|---------------------|-----------------|--------------|-------|-------|---|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100% | 資産の賃貸借 及び購入等 | 資金の返済 | 3,000 | 短期借入金 | - |
| | | | | | | 役員の兼任 | 借入金利息 の支払 | 1 | 未払費用 | - |

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|-------------|--------------|------------|-----------------|-------|------------------------|---|-----------------------------------|-------------------|-----------|-------------------|
| 親会社の 子会社 | 野村証券株式 会社 | 東京都 中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2) | 34,646 | 未払手 数料 | 6,410 |

(エ) 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

| 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 16,714円33銭 | 1株当たり純資産額 | 16,882円89銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,822円68銭 | 1株当たり当期純利益 | 4,984円30銭 |

| | |
|---|---|
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 |
| 損益計算書上の当期純利益 24,840百万円 | 損益計算書上の当期純利益 25,672百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 24,840百万円 | 普通株式に係る当期純利益 25,672百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 |

中間財務諸表

中間貸借対照表

| | | 2019年9月30日現在 |
|----------|------|--------------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,212 |
| 金銭の信託 | | 42,268 |
| 有価証券 | | 5,800 |
| 未収委託者報酬 | | 25,161 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,788 |
| その他 | | 957 |
| 貸倒引当金 | | 15 |
| 流動資産計 | | 81,173 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 679 |
| 無形固定資産 | | 5,940 |
| ソフトウェア | | 5,939 |
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 17,485 |
| 投資有価証券 | | 1,362 |
| 関係会社株式 | | 12,869 |
| 前払年金費用 | | 1,736 |
| 繰延税金資産 | | 2,096 |
| その他 | | 420 |
| 投資損失引当金 | | 999 |
| 固定資産計 | | 24,105 |
| 資産合計 | | 105,278 |

| | | 2019年9月30日現在 |
|---------|------|--------------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 11,888 |
| 未払収益分配金 | | 0 |
| 未払償還金 | | 25 |
| 未払手数料 | | 7,472 |
| 関係会社未払金 | | 3,649 |
| その他未払金 | 2 | 739 |
| 未払費用 | | 9,291 |
| 未払法人税等 | | 1,661 |
| 賞与引当金 | | 2,294 |
| その他 | | 181 |

| | | |
|--------------|--|---------|
| 流動負債計 | | 25,317 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 3,267 |
| 時効後支払損引当金 | | 565 |
| 固定負債計 | | 3,832 |
| 負債合計 | | 29,150 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 76,122 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 45,212 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 44,527 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 19,920 |
| 評価・換算差額等 | | 6 |
| その他有価証券評価差額金 | | 6 |
| 純資産合計 | | 76,128 |
| 負債・純資産合計 | | 105,278 |

中間損益計算書

| | | 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日 |
|----------|----------|------------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 58,947 |
| 運用受託報酬 | | 8,401 |
| その他営業収益 | | 158 |
| 営業収益計 | | 67,507 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 20,298 |
| 調査費 | | 13,552 |
| その他営業費用 | | 3,856 |
| 営業費用計 | | 37,706 |
| 一般管理費 | 1 | 14,394 |
| 営業利益 | | 15,406 |
| 営業外収益 | 2 | 5,561 |
| 営業外費用 | 3 | 27 |
| 経常利益 | | 20,940 |
| 特別利益 | 4 | 44 |
| 特別損失 | 5 | 410 |
| 税引前中間純利益 | | 20,574 |

| | | |
|--------------|--|--------|
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,116 |
| 法人税等調整額 | | 610 |
| 中間純利益 | | 14,847 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------|--------|--------|----------|---------|-------|--------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,723 | 56,014 | 86,924 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 25,650 | 25,650 | 25,650 |
| 中間純利益 | | | | | | | 14,847 | 14,847 | 14,847 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 10,802 | 10,802 | 10,802 |
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 19,920 | 45,212 | 76,122 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 33 | 33 | 86,958 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 25,650 |
| 中間純利益 | | | 14,847 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 27 | 27 | 27 |
| 当中間期変動額合計 | 27 | 27 | 10,830 |
| 当中間期末残高 | 6 | 6 | 76,128 |

[重要な会計方針]

| | |
|-------------------------|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法 |
| 2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法によっております。 |
| 3 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| 4 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 |
| 5 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 6 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在

| | |
|---|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,881百万円 |
| 2 消費税等の取扱い | |
| 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 | |

中間損益計算書関係

| | | 自 2019年4月 1日 | 至 2019年9月30日 |
|-----------------|--|--------------|--------------|
| 1 減価償却実施額 | | | |
| 有形固定資産 | | 38百万円 | |
| 無形固定資産 | | 1,145百万円 | |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | | | |
| 受取配当金 | | 4,936百万円 | |
| 金銭信託運用益 | | 433百万円 | |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | | | |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 10百万円 | |
| 為替差損 | | 6百万円 | |
| 4 特別利益の内訳 | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 1百万円 | |
| 株式報酬受入益 | | 43百万円 | |
| 5 特別損失の内訳 | | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 119百万円 | |
| 投資損失引当金繰入額 | | 291百万円 | |

中間株主資本等変動計算書関係

| | | | | | 自 2019年4月 1日 | 至 2019年9月30日 |
|---------------|--------------------------------------|------------|----|------------|--------------|--------------|
| 1 発行済株式に関する事項 | | | | | | |
| | 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 | |
| | 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 | |
| 2 配当に関する事項 | | | | | | |
| | 配当金支払額 | | | | | |
| | 2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 | | | | | |
| | ・普通株式の配当に関する事項 | | | | | |
| | (1) 配当金の総額 | | | 25,650百万円 | | |
| | (2) 1株当たり配当額 | | | 4,980円 | | |
| | (3) 基準日 | | | 2019年3月31日 | | |
| | (4) 効力発生日 | | | 2019年6月28日 | | |

金融商品関係

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|------------|--------|----|
| (1)現金・預金 | 2,212 | 2,212 | - |
| (2)金銭の信託 | 42,268 | 42,268 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 25,161 | 25,161 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,788 | 4,788 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 5,800 | 5,800 | - |
| 資産計 | 80,231 | 80,231 | - |
| (6)未払金 | 11,888 | 11,888 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 25 | 25 | - |
| 未払手数料 | 7,472 | 7,472 | - |
| 関係会社未払金 | 3,649 | 3,649 | - |
| その他未払金 | 739 | 739 | - |
| (7)未払費用 | 9,291 | 9,291 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,661 | 1,661 | - |
| 負債計 | 22,841 | 22,841 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 其他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等(中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末(2019年9月30日)

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの | | | |
| 譲渡性預金 | 5,800 | 5,800 | - |
| 小計 | 5,800 | 5,800 | - |
| 合計 | 5,800 | 5,800 | - |

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

| | | 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日 |
|---|--|------------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | | 14,780円24銭 |
| 1 株当たり中間純利益 | | 2,882円67銭 |
| (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 | | |
| 2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | | |
| 中間純利益 | | 14,847百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | | 14,847百万円 |
| 期中平均株式数 | | 5,150千株 |

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

| (a) 名称 | (b) 資本金の額 * | (c) 事業の内容 |
|------------|-------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

* 2020年1月末現在

(2) 販売会社

| (a) 名称 | (b) 資本金の額 * | (c) 事業の内容 |
|----------|-------------|---------------------------------|
| 野村証券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

* 2020年1月末現在

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 亀井純子 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Aコースの2019年7月23日から2020年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Aコースの2020年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Bコースの2019年7月23日から2020年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Bコースの2020年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。